

「寡婦・特別寡婦・寡夫」とは

所得税法上の「寡婦」、「特別寡婦」、「寡夫」とは、受給者本人が、夫や妻と死別、もしくは離婚した後に婚姻をしていない方、または夫や妻の生死が明らかでない方で受給者本人の所得が一定の要件に該当する方をいいます。詳しくは下表をご参照ください。

本人の性別	扶養親族等の要件	死別・離婚 生死不明の別	本人の所得要件	区分
女性	扶養親族である子がいる	死別・離婚 生死不明	500万円以下	特別寡婦
			500万円超	
	扶養親族（子以外）がいる	死別・離婚 生死不明	要件なし	寡婦
	所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子（※）がいる			
扶養親族や生計を一にする子がいらない	死別・生死不明	500万円以下		
男性	所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子（※）がいる	死別・離婚 生死不明	500万円以下	寡夫

※「子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族とされていない方に限られます。